

委提第3号

不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための措置を求める決議

会議規則第14条第2項の規定により、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための措置を求める決議を次のとおり提出する。

令和5年3月17日 提出

提出者 健康福祉常任委員長 桜井 卓

北本市議会議長 工藤 日出夫 様

不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための措置を求める決議

北本市議会健康福祉常任委員会では令和3年8月から「いわゆるごみ屋敷の現状と課題について」をテーマに調査検討を行ってきた。いわゆるごみ屋敷とは、家屋又はその敷地におけるごみの堆積や樹木の繁茂等により、居住者や周辺住民の生活環境に支障を来している状態である。近年、市内の各所で発生しており、自治会長や民生委員からもその対応に苦慮しているとの相談が寄せられている。

いわゆるごみ屋敷の現状や対応の状況について、執行部の関係課、相談支援や訪問介護等を行っている事業者、社会福祉協議会、集合住宅の管理団体等に聴き取り調査を行ったところ、具体的な対処方針が決まっておらず、十分な把握と対応ができていない状況にあることが判明した。精神疾患や認知症など、不良な生活環境に至った要因は様々であり、その解消と発生の防止には重層的支援体制を活用した福祉的支援が不可欠である。

今後、さらなる高齢化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症拡大の長期化により社会的孤立・孤独の問題が一層深刻化しており、不良な生活環境の発生の増加が懸念される。いわゆるごみ屋敷の居住者や周辺住民の安心安全な生活環境を確保し、全ての人が尊厳ある暮らしをできるようにするためにも、市として早急に対策を講じる必要がある。

よって、不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るため、下記のとおり措置を講ずることを求める。

記

- 1 いわゆるごみ屋敷等の不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るための条例を制定すること。条例の制定にあつては、福祉的観点から生活上の諸課題の解決を図ることを基本的な方針とするとともに、支援の方法、措置の手続き、審議会の設置、費用負担、罰則等について規定すること。
- 2 不良な生活環境の解消及び発生の防止を図るために必要な人員の確保、組織体制の整備、予算の措置、研修の実施、市民への周知啓発等を行うこと。
- 3 居住者への支援やごみの片付け等を実施するに当たっては、行政、支援機関及び地域住民が協力・連携して取り組むことを基本とすること。

以上、決議する。

令和5年3月17日

北本市議会